

# 山形県は外国人介護人材の受入れを推進します!

## 4つの在留資格のメリット・デメリットを知っておこう

在留資格	👍 メリット	👎 デメリット
<b>EPA</b>	<p><b>悪質な事業者が関与しない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護・看護の知識や経験を持ち一定の要件を満たす外国人が、日本語の研修を受けた上で入国する。</li> <li>●二国間での受入れのため、悪質な事業者が関与しない。</li> <li>●介護福祉士の国家資格取得後は、在留資格「EPA介護福祉士」として、長期間の就労が可能となる。</li> </ul>	<p><b>国内の受入上限数が決まっている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●受入施設での学習支援体制を整える必要がある。</li> <li>●介護福祉士の国家資格取得後に帰国する人が多い。</li> <li>●国内の1年間の受入上限数が決まっているため、マッチングが難しい。</li> </ul>
<b>留学・在留資格「介護」</b>	<p><b>卒業生は介護福祉士として働ける。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●養成校の卒業生は、国家試験の可否を問わず介護福祉士資格を有する者とされる。</li> <li>●介護福祉士の国家資格取得後は、在留資格「介護」として、長期間の就労が可能となる。</li> </ul>	<p><b>介護事業者が採用活動をする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●養成校と連携しながら介護事業者が独自に採用活動をするので確実性が低い。</li> <li>●悪質な事業者によるあっせんのリスクがある。</li> </ul>
<b>技能実習</b>	<p><b>監理団体から助言をしてもらえる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●監理団体による訪問指導・監査があるため相談をしたり、助言をしてもらえる。</li> <li>●他事業所へ転職されるリスクが低い。</li> <li>●介護福祉士の国家資格取得後は、在留資格「介護」として、長期間の就労が可能となる。</li> </ul>	<p><b>監理団体の選択が難しい。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●技能実習終了後は帰国することが原則であるため、長期の雇用ができない。</li> <li>●監理団体の選択が難しい。</li> <li>●悪質な事業者によるあっせんのリスクがある。</li> </ul>
<b>特定技能(1号)</b>	<p><b>就労開始時から配置基準に算定できる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本人の常勤介護職員と同数までの受入れが可能である。</li> <li>●就労開始時から配置基準に算定できる。</li> <li>●入国手続、生活支援について登録支援機関への委託が可能である。</li> <li>●介護福祉士の国家資格取得後は、在留資格「介護」として、長期間の就労が可能となる。</li> </ul>	<p><b>転職するリスクがある。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護福祉士の国家資格を取得できなければ、5年で帰国しなければならない。</li> <li>●他業種や他事業所に転職されるリスクがある。</li> <li>●悪質な事業者によるあっせんのリスクがある。</li> </ul>

【お問い合わせ】山形県健康福祉部高齢者支援課  
 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1  
 TEL023-630-3120 FAX023-630-3321  
 e-mail ykorei@pref.yamagata.jp

◆令和22年(2040年)における山形県の高齢者人口は341,857人、高齢化率は41.0%になると推計されています。  
 ◆一方、働く世代は大きく減少し、介護人材の確保は大きな課題となっています。

高齢県やまがた……  
 将来を見据えて、今すべきこと

# 外国人介護人材 受入れガイド

## 受入れに当たっての 5つのポイント

1. 業務の見直し…業務の細分化、スキルを考慮した業務の振り分け、マニュアル作成等
2. 介護技術・コミュニケーション能力向上支援…指導職員の配置・研修の実施
3. 在留資格・行政手続への配慮…在留資格の更新手続のサポート、各種行政手続のサポート
4. 健康診断の実施…雇入れの前に健康診断が必要(義務)
5. 日常生活のサポート…住まいの確保、電化製品・日用品の確保、近隣の案内等

※受入れを予定する在留資格によってはサポート機関がありますので、各施設・事業所で、すべて対応する必要があるとは限りません。

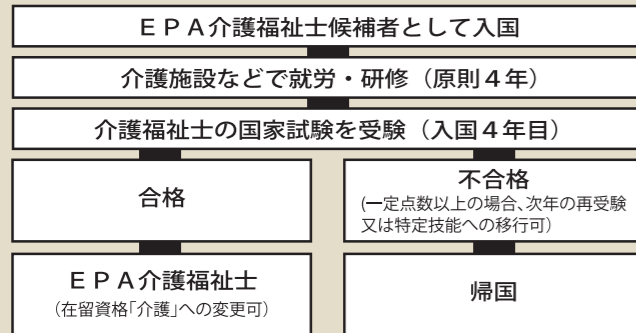
山形県

# 外国人介護人材を受け入れるための4種類の在留資格を比較してみましょう

## EPA

### ■概要

- EPA(経済連携協定)とは、日本と相手国の経済活動の連携強化を図るための協定のこと、当協定により介護福祉士の候補となる外国人を受け入れる方法です。
- この方法で外国人を受け入れられるのはインドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国です。
- 外国人とのマッチング、入国手続等については公益財団法人国際厚生事業団(JICWELS)が行います。
- 在留期間は原則4年間ですが、介護福祉士国家試験に合格すると、引き続き就労することが可能です。



- インドネシア 日本語能力がN4程度以上(2020年度入国者)
- フィリピン 日本語能力試験N3程度
- ベトナム 日本語能力試験のN3以上合格

### ■求人申込手数料



### ■受入れのポイント

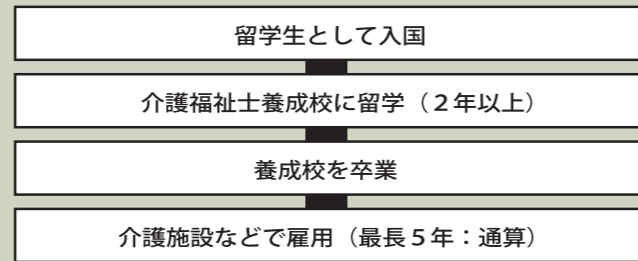
- 唯一の受入機関である国際厚生事業団が年に一度実施しているEPA候補者の受入希望機関の募集に対して求人登録申請を行います。
- 現地面接は、施設に代わり国際厚生事業団が実施します。
- 国際厚生事業団に対し、就労希望者が就労意向表を、受入希望施設が受入意向表を提出し、同事業団が一律施設単位にマッチングします。



## 留学・在留資格「介護」

### ■概要

- 介護福祉士になるために、日本の養成校で学んでいる外国人留学生や日本の介護福祉士養成校を卒業した外国人を介護施設等で受け入れる方法です。
- 留学生は、週28時間まではアルバイトが可能ですので、介護施設等での受入れが可能です。
- 外国人の受入れは、養成校との連携により介護事業者が独自に行います。
- 養成校を卒業した後は、経過措置で5年間は介護福祉士資格が与えられ、在留資格「介護」により、日本に滞在することが可能です。(その間、介護福祉士国家試験を合格するか、5年間連続して実務に従事すれば介護福祉士の資格が与えられます。)



### ■学費の支援

- 日本語学校の学費に対する奨学金
  - 介護福祉士養成校の学費に対する修学資金の貸与
- 「介護福祉士修学資金」については、山形県の場合、学校法人等が保証人となることは可能ですが、社会福祉法人が保証人になることはできません。

### ■受入れのポイント

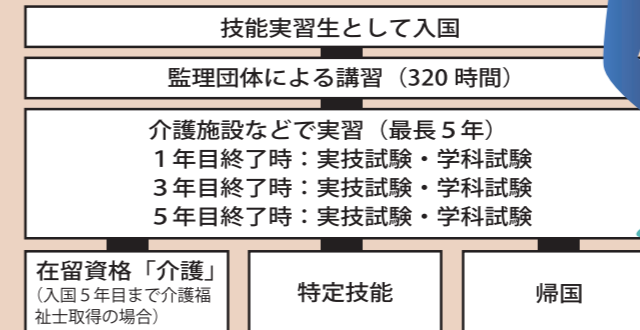
- アルバイトの場合であっても、ハローワークに届け出ることが義務付けられています。
- 「留学」ビザでアルバイトをする場合、地方出入国在留管理局に申請し、「資格外活動許可証」を取得する必要があります。また、アルバイト時間は原則週28時間(長期休暇期間中は1日8時間以内・週40時間以内)に制限されています。
- 介護施設等が外国人留学生に奨学金を貸与する場合に労働契約の締結を強いることは労働基準法等に抵触するおそれが高くなるので注意が必要です。



## 技能実習

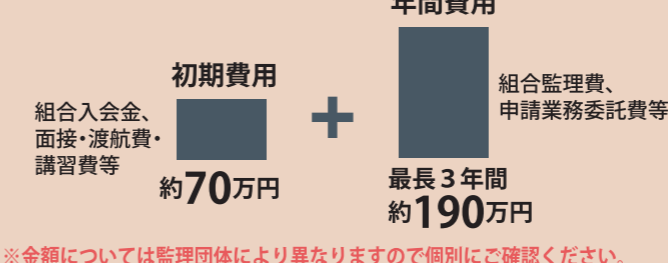
### ■概要

- 日本の「技能」、「技術」、「知識」を開発途上国等に移転することを目的として、介護施設等で外国人を受け入れる方法です。
- 外国人の入国手続、生活支援、学習支援は監理団体が行います。
- 1年目、3年目の終了時には実技と学科の試験があり、試験に合格すると在留期間の延長が可能で、最長5年間滞在することができます。



- 第1号技能実習(1年目) 日本語能力試験のN4以上合格
- 第2号技能実習(2~3年目) 日本語能力試験のN3以上合格

### ■費用の目安



※金額については監理団体により異なりますので個別にご確認ください。

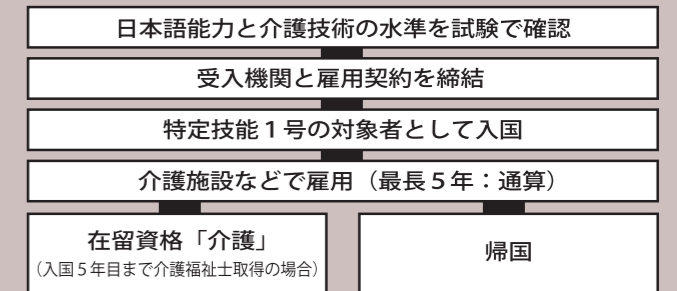
### ■受入れのポイント

- 受け入れする施設・事業所は開設後3年以上経過していることや技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の選任などが必要。また、事業所の常勤介護職員の総数等によって受入人数の枠が変わることに留意が必要です。
- 受入前に、監理団体を選定する必要があります。監理団体は、事業所への定期監査、実習に係る訪問指導、入国後講習、相談支援等を行います。
- 受入れの際には、事業所と監理団体が共同で技能実習計画を作成します。外国人技能実習機構による審査・認定の後、在留資格認定証明書交付により、実習生の受入れが可能となります。

## 特定技能(1号)

### ■概要

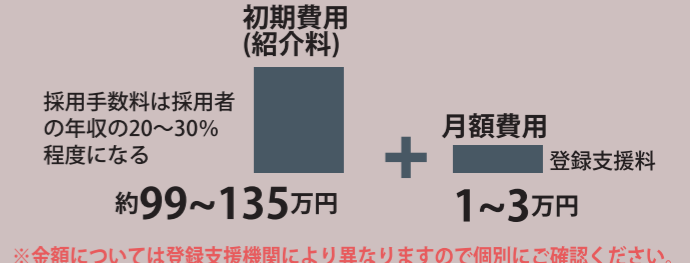
- 介護等の人手不足が深刻な分野で、一定の専門性・技能を有する即戦力の外国人を受け入れる方法です。
- 外国人の入国手続、生活支援について登録支援機関に委託することが可能です。
- 在留期間は5年間です。
- EPA介護福祉士候補者、留学生、技能実習生などの在留期間が終了した外国人は、試験を免除され、手続きのみで特定技能に移行できます。



以下のすべてを満たす方が対象となります。

- 介護技能評価試験に合格すること
- 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4以上
- 介護日本語評価試験に合格すること

### ■費用の目安



※金額については登録支援機関により異なりますので個別にご確認ください。

### ■受入れのポイント

- 事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数が上限となります。また、事業所は支援体制関係の基準を満たす必要がありますが、登録支援機関に全部委託すると基準を満たすものとみなされます。
- 登録支援機関は、外国人への支援を適切に実施するとともに、出入国在留管理庁への各種届出を行い、外国人及び各施設事業者を支援します。
- 各事業所は、外国人と雇用契約を適切に締結するなど基準を満たす必要があります。(報酬額が日本人と同等以上であること等)

